

令和7年度第1回 静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会 会議録

1 日 時 令和7年10月10日（金） 午後2時00分から午後3時40分まで

2 場 所 葵消防署7階 講堂

3 出 席 者 (委 員) 金子泰之委員（会長）、藤沢桜大委員、若海貴宏委員、種石眞理子委員、木村貴子委員、ホールドマン亜美委員
(事務局) 加藤生活安全安心課長、富士山防犯・交通安全係長、長谷副主幹、芦澤主任主事、松尾主事

4 欠 席 者 なし

5 傍 聴 者 なし

6 議 題

- (1) 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の進捗状況について
- (2) 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の中間見直し（令和8年度実施）について

7 会議内容

(1) 開会

(2) あいさつ（生活安全安心課長）

(3) 静岡市の犯罪概況について

事務局（長谷副主幹） 【資料1～3】「静岡市の犯罪概況について」説明

事務局（富士山係長） ただいまの説明について、委員の皆さんからご質問やご意見はありますか。

事務局（富士山係長） ないようですので、審議会規則に従いまして、会長に進行をお願いします。

(4) 議事

金子会長 それでは議事に入りたいと思います。本日は全員が出席していますので審議会が成立します。次第の4、議事の（1）第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局（松尾主事） 【資料4】「第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の進捗状況について」説明

金子会長	第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画について委員の皆さんからご質問やご意見はありますか。
ホールドマン委員	防犯灯の補助金について、LED化が9割を超えていたから申請がないと説明があったが、まだまだ街灯は足りない印象がある。これは補助金の存在を知らずに申請できていないということはありますか。防犯灯だけでなく、補助金を使えていない地域があるかないかを誰かが把握していますか。
事務局（加藤課長）	基本的に、すべての対象団体に市からお知らせしているので、周知に漏れがあることはありません。この補助事業は平成29年度から実施しているので、制度を知らなかっただということはないと考えます。
ホールドマン委員	基本的にはA評価が多く、防犯意識の強いまちづくりができるという評価になっていると理解していますが、実際には犯罪（刑法犯認知件数）は増えているので、「防犯意識が強いまち」と「犯罪が起きること」は違うことという認識で進んでいるのでしょうか。それとも別の評価軸が必要だという懸念点があるのでしょうか。あまりリンクしているように思えません。
事務局（加藤課長）	全くリンクしないことはないと思います。防犯意識が高まれば、取組効果はあるはずです。しかし、意識が高まっているのに認知件数は増加しているのはなぜかというのは考えなければなりません。
事務局（長谷副主幹）	刑法犯認知件数が増加しているのは、コロナ禍で行動が抑制され、人出がないために、自転車盗や万引きが減少していた状況から、人出が回復し犯罪も広がったためであると考えられます。
事務局（加藤課長）	資料1をご覧いただくと、コロナ禍の影響と思われる動きがわかります。令和2～3年度にかけて刑法犯認知件数が大きく落ち込んだため、5年度から増加に転じていますが、コロナ禍前の令和元年の3,953件と比較すると6年度は3,478件と減少しています。
種石委員	見舞金の件について、昨年度は支給実績が5件あったということですが、警察からの情報提供があったのか、被害者が自分から申請をしてきたのか、内容を教えてください。
事務局（長谷副主幹）	1件は警察が事件を把握していたが、問合せ 자체は本人からあったケースで、それ以外は警察からの情報提供です。
種石委員	ホームページなどを見て申請してきているのか、という意図でお尋ねしました。
事務局（加藤課長）	基本的には事件になっているものが制度の対象となります。事件になっていないものについても、どのような制度かという問合せもあります。

種石委員	そういういた問合せはたくさんあるのですか。
事務局（加藤課長）	たくさんではないのですが、制度開始から2年目となり、周知が進んでいると認識しています。
事務局（長谷副主幹）	制度を知ったきっかけは、パンフレットで知った、ホームページで知った、知り合いから聞いた、警察からの案内などが多いです。警察では、対象になるかならないかの説明はされますが、被害者本人からも、自分がこのような被害を受けたが対象になるかという問合せもあります。
種石委員	制度の認知が進んできたという認識でよいでしょうか。
事務局（長谷副主幹）	問合せが増えてきているので、徐々に認知が広がってきてると認識しています。
事務局（加藤課長）	対象になると思われる皆様には、県内の警察署全てでこの制度の説明をお願いしていますので知らなかつたということはないかと思います。
藤沢委員	資料4のNo12「子どもの体験型防犯講座」についてですが、令和6年度の実施率が100%であったということですが、実際に体験した小学生の防犯意識の向上や防犯への関心は、この講座を通して高まったと言えるのか、疑問に感じました。講座を受けても関心がないと定着しないと思いました。
事務局（富士山係長）	実際にどのようなことをされているか、講師である静岡県防犯アドバイザー協会の若海委員からお話ししただけますでしょうか。私も昨年視察させていただきましたが、ランドセルを背負った状態で、ランドセルに防犯ブザーが付いているだけでは押せないので、手に持てる位置につける、20~30m離れれば犯人は追ってこないなど、具体的に子どもにわかるように、実際に犯人役から逃げてみる、というように実際に体験させるのですよね。
若海委員	この事業は、県の事業を受託して運営しており、開始から10年ほど経過し、静岡市からも援助いただきながら、全県で行っています。防犯アドバイザー協会は東部・中部・西部に支部があり、それぞれに講師が在籍し、各市教育委員会からの調査で手を挙げた学校において、「あぶトレ！」授業として実施しています。毎年応募のある学校もあれば、初めて実施する学校もあります。主には登下校時、不審者に遭遇する場面を想定し、不審者の特徴、不審者と遭遇しやすい場所等を説明し、実際に危険な目にあった場合、捕まったときにどうするか等を体験型で学ぶという内容です。毎年6月から翌年1月頃まで実施しています。実施後、その場で児童に感想を聞いたりはしていますが、一人ひとりにアンケートを取って意識の変化を調査するということまでしています。

せん。事業開始直後はアンケートを取っていたようですが、現在はどれだけ効果が出ているのかは把握していない状況です。静岡に関わらず、全国で様々な事件が発生しており、学校からの要望があります。毎年県で、この事業を継続するかどうか審議がありますが、それだけ需要があり10年続いております。学年によって内容を変えており、習得度合いも変わってくるため、継続することで児童に定着します。大事なのは、受講した児童が家に帰って学習したことを家族と共有することです。「自分の命は自分で守らなければならない」ということを児童に伝えていますので、防犯意識向上への一助にはなっていると考えます。

事務局（富士山係長）　若海様ありがとうございます。体験型ですので、それを体験したことあるかないかで、大きな違いがあると思います。

金子会長　犯罪被害者の見舞金の話に戻りますが、昨年度の審議会で申請期限が短いという意見を出させていただきました。制度があるのはいいと思うのですが、申請期限の見直しをしていただきたいと考えています。他の自治体では、犯罪被害を自覚してから2年以内、被害から7年のようにしているところもあり、その方がまだ被害者寄りの仕組みになっているので他の自治体の例も参考にしてもらいたいです。大阪市や浦安市はそのような制度になっているようですし、静岡県でも被害の自覚から2年となっているので、合わせた方がいいのではないかでしょうか。今後実績を上げていく上で被害者の実態に寄り添える形にしてほしいのと、性犯罪被害者数が増えたということで、そのような被害者はなかなか被害を申告するのに時間を要するという事例があるので、そういう事例に沿うような仕組みにしていただきたいです。

次に、資料4、6ページのNo37「青少年を対象とした補導活動」について、令和7年度の実施計画にある補導員や補導回数が令和6年度から減少しているのですが、理由を教えていただけますか。

事務局（松尾主事）　なぜ減少したかは、現在こちらでは把握できてないので、所管のこども若者応援課に確認しお知らせします。

木村委員　これは地域の補導活動のことですか。学区で補導員を2名選出しているのですが、1名の選出になったという連絡があったので、組織の意向も関係しているのではないかと思います。

金子会長　見舞金制度の申請期限の見直しについてはどうでしょうか。
事務局（長谷副主幹）　静岡市では、申請期限を過ぎて支給できなかったというケースは現状ありません。性犯罪被害見舞金の支給も、被害後申請が早かつたため、支給することができます。おっしゃるとおり、被害を言い出せな

い人もいますし、たまたま言える方が申請したという可能性もあるとは考えていますので、今後申請期限を延長するのかどうかは、他市の状況を見つつ、7年にしたのであれば、その理由があるはずですので、意見を聞きながら、どの時点で見直すのかはここではお伝えできませんが、視野を広げれば、より市民のための制度となるのではあれば、見直すことも検討します。

事務局（加藤課長）

県の制度に合わせた方がいいというのは、おっしゃるとおりで、同じ制度なのに、なぜ県から支給され、市からは支給されないのかというのは今後必ず発生する問題だと思います。静岡市はこの制度の創設が比較的遅く、本制度の先行市の状況を見ると、性犯罪被害者も増えている、静岡市でもそのような状況になったら対応していく必要があると考えています。制度化して2年目という状況で、次回の審議会で申請期限を延長したという報告をするのは難しいですが、他都市の状況を見ていると、想定できていない事態が続き、それに合わせていくような制度改正も行われていますので、本市でも状況をしっかりと見ていくたいと考えます。

金子会長

制度開始1年目の時点での申請期限が短すぎないかという意見が出ているので、もし今後被害から1年以上が経過した被害者に支給ができない場合、言い逃れはできないと思うので、そのような事態になる前に対応していただければと思います。

他はよろしいでしょうか。続いて、次第4（2）第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の中間見直し（令和8年度実施）について、事務局から説明をお願いします。

事務局（松尾主事）

【資料5～8】「第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の中間見直し（令和8年度実施）について」説明

金子会長

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の中間見直し、特に市民調査について委員の皆さんからご質問やご意見はありますか。

私からですが、修正前の資料7の2ページ目、質問②の「あなたは静岡市の治安についてどう思いますか」を削除するということでよろしいでしょうか。

事務局（松尾主事）

事務局で協議して、質問①「あなたは、普段静岡市で生活していく中で、安全で安心して生活することができると思いますか」と同様の内容であると判断したため、②を削除しました。

金子会長

修正前の質問②「あなたは静岡市の治安についてどう思いますか」と③「あなたは静岡市の治安がよくなっていると思いますか」を比較したのでしょうか。聞いていることは同じということで片方を削除した

と思われるのですが、例えばアンケートの対象者が、今年静岡に来た、静岡に来てまだ2年であった場合、以前と比べて治安がどうかと聞かれても、回答に困ってしまうので、1年目でも答えられるように、「治安がよくなっていると思うか」ではなく、「今の治安はどうか」を聞き続ければ、前回調査から治安がどう変化したかを比較することができるので、削除した質問を採用した方がいいと考えます。

ホールドマン委員

市民意識調査の質問②「あなたの防犯意識について、伺います」について、防犯意識が高いことが何を指しているのかわからないです。例えば、「あなたは家のドアの鍵を閉めていますか」と聞かれれば「閉めている」と答えられます。本人がどう思っているのかを聞きたいのか、実際に対策しているのかを聞きたいのかが明確になっていないので、その姿勢を決めるのがよいかと思います。

金子会長

資料8の14ページのように自分の防犯意識が高いと思っているのであれば、その理由を書くようにしてもらうはどうでしょうか。なるべく細かく聞いた方がいいのですが、聞き始めると項目が増えて他の部署との兼ね合いもあり、漠然とした聞き方になっているとは思います。

ホールドマン委員

3～5問しか聞けない中で、本人が自分でどう思っているのかを聞くのはユニークな発想で、聞きたいことはそれでいいのかをもう一度考えてもいいのかなと思います。

金子会長

高い（低い）と思う理由の記入欄を質問項目に入れ込むことができればいいと思います。令和8年度の調査結果は、資料8のようなものが見られるという認識でよろしいでしょうか。

事務局（松尾主事）

市民意識調査であれ、課独自調査であれ、委員の皆様には調査結果をお示しします。

事務局（加藤課長）

市民意識調査を実施するとなると、質問数が限られてしまい、概略的な結果しかお示しできませんが、課独自調査であれば資料8のように詳細な結果をお示しすることができます。

金子会長

課独自の調査を実施するには条件がありますか。予算の問題がありますか。

事務局（富士山係長）

来年度の予算要求に独自調査の予算を含めています。

事務局（松尾主事）

事務局の当初の考え方としては、対象者の母数が多い市民意識調査に採用されることを目指し、採用されなければ、プランBとして課独自調査を実施するというものです。

金子会長

独自調査になると、3,000人規模の市民意識調査よりは規模が小さくなるが、詳細に書いてある自由記述は参考になるので、人数が少なくても細かいことを聞いた方がいいと思います。

- ホールドマン委員 3～5問しか聞けない中で、何を聞くべきか考えたときに、質問①はいいと思うのですが、質問②のように本人の防犯意識レベルがどうかを聞くのはもったいないと思います。安全になっているか改悪されているかを聞く方がわかりやすかったり、「鍵を閉めているか」を聞いた方がわかりやすかったりするように、何を聞きたいか明確になっている上での質問になっているかどうかがわからないと感じました。
- 事務局（加藤課長） 防犯意識に関して、基本計画の46ページで、この計画を進めることによって、令和12年に80%の市民が防犯意識が高いと認識することを成果指標にしているので、必須の質問項目にはなってきます。
- ホールドマン委員 「昨年に対して防犯意識が高まったかどうか」という聞き方であればわかりますが、ただ防犯意識が「高い」という聞き方は曖昧に感じます。
- 事務局（加藤課長） 防犯対策の例示をして、答える人の認識がなるべく揃うような聞き方を考えなくていかなくてはいけないですね。
- ホールドマン委員 防犯アドバイザー協会のセミナーに出たから意識が高いのと、家の鍵を閉めているから意識が高いでは、レベル感に差があり、それでも高いと答えてくれればいいのか、鍵を閉めているかを知りたいのか、レベル感を合わせた方がいいと思います。
- 木村委員 人によって防犯意識は違いますから、どこを取るのかが大事ですね。選択肢に具体的にどのようなことを心がけていますか、などを入れることで意識のレベル感が同じになっていくのかなと思います。
- 金子会長 市民意識調査と課独自調査を両方実施することはできますか。
- 事務局（松尾主事） 広報課と相談して、どこまで柔軟に対応してくれるかわからないですが、委員の皆様の意見はなるべく反映させするようにはします。
- 事務局（富士山係長） 市民意識調査質問案で挙げている4問では足りないということですね。
- 金子会長 どちらかと言われたら、課独自調査の方が調査人数は少ないですが、市民がどのような防犯対策をしているかがわかるので、情報として有益だと考えます。両方できるのであれば、3,000人規模で体感治安を聞き、独自調査では、市民が具体的に行っている対策が分かれれば、それがベストだと思います。それが難しければ、課独自調査に絞って実施した方がよいと思います。
- 木村委員 市民意識調査に載せるために今まで動いてきたのでしょうか。
- 事務局（加藤課長） そのとおりです。採用されないかもしれない、課独自調査も想定していました。今回は計画の見直しで、目標数値は上方または下方修正しないといけないので、中間年である来年度に見直しをします。その見直し作業に必要なデータを、市民意識調査を利用して調査すると

いうのが元々の考えです。見直し作業というのは、審議会で皆様に審議いただいて、より実効性のある計画にしていくという作業なので、具体的な市民の声を聴かないといけないというのはよくわかりました。

金子会長

事務局（松尾主事）

令和3年度は独自調査しかできなかつたのですか。

令和3年度の市政アンケートモニターも広報課を通して実施していましたが、令和6年度をもって廃止となりました。これまで3,000人規模の市民意識調査と150人対象の市政アンケートモニターの2つの調査方法がありました。

事務局（加藤課長）

市民意識調査は当課の予算がかかりません。市の事務事業の見直しの過程で市政アンケートモニターが廃止され、市民意識調査に一本化したと考えています。

ホールドマン委員

事務局（松尾主事）

一応確認ですが、アンケートは年に1回実施しているもののみですか。基本計画の策定時と4年目の中間見直しのタイミングで第1次基本計画から同じ周期で実施しています。

金子会長

基本的に令和3年度の調査結果と来年度の調査結果を比較して、その変化から取組に意味があったのかを考えるということですね。

市民意識調査は毎年実施しますか。

毎年実施していますが、市としてのベースの質問以外は毎年質問する部署が変わります。今回はそこに手を挙げるのですが、エントリーする部署が多いいため、採用される課を広報課が選出することになります。毎年調査をする必要があると考えますか。

事務局（富士山係長）

ホールドマン委員

毎年同じ質問ができるなら治安の良さなどを比較できると思いますが、アンケートをどうしたいかが決めにくいですね。5年に1回実施するものと、毎年実施できるかわからないものを比べると、5年に1回できること決まっているなら課独自調査の方が自立できているからいいと思ったり、毎年とれるならその方が、とも思ったりします。

金子会長

資料8の34ページにも市民からの要望が多く書かれていて、有益な情報であるので、本来であればこのような情報を5年ごとでも蓄積することが大事だと思います。円グラフでパーセンテージを出されるだけよりは、詳細な意見を取って、質的な面も見ていくことが重要だと考えます。

金子会長

令和8年度は、アンケートを実施するとなった場合は、審議会で確認しますか。それとも次の審議会はすでに調査は実施済みのタイミングですか。

事務局（加藤課長）

後者になります。資料5をご覧いただくと、7月に調査を開始し、その結果をお示しするのが、9月の第1回審議会となります。

事務局（富士山係長） そのため今回、追加で聞いた方がいい質問や聞き方についてお伺いしました。

事務局（加藤課長） さらにこうした方がいいといったご意見がありましたら後日ご連絡ください。

金子会長 調査を実施してしまったら、次の5年はできないということですので、ご意見があればなるべく連絡をしてください。他にご意見はよろしいでしょうか。なければ、議事は以上とさせていただきますので、進行は事務局にお返しします。

（5）事務連絡

事務局（富士山係長） 本日は長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。ありがとうございます。委員の皆様には引き続きご協力よろしくお願ひいたします。最後に次第の5、事務連絡について事務局からご説明します。

事務局（松尾主事） 事務連絡について説明

（6）閉会

【追記】

○補導員数、補導回数等の減少について（所管：こども若者応援課）

活動規模の縮小の最大の理由は、現状として年々、補導活動中に不良少年と出会う機会が減少してきているため。これまで、補導員には小中学校・高校の教員も参加してきたが、働き方改革の取組として、今年度から教員は補導に参加しないこととしたため、補導員数も減少している。

また、子どもが犯罪に巻き込まれるきっかけが、これまでのような家の外から、ネット環境へシフトしてきているという現状から、対策も補導活動からネットパトロール等の強化へシフトしてきている。